

次期学習指導要領改訂に向けた検討状況について

足利大学 元教授 池守 滋

1. 諮問について

令和6年12月に中央教育審議会へ「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」が諮問され、次期学習指導要領に関する審議が始まった。諮問文等からまとめると、

① より質の高い、深い学びを実現し、資質・能力の育成につながるると同時に、分かりやすく、使いやすい学習指導要領の在り方について

○生成 AI が発展する状況の下、知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりが重要となる中、そうした授業改善に直結する学習指導要領とするための方策（特に、各教科等の中核的な概念等を中心に、目標・内容を一層構造化）

○目標・内容の記載に表形式等を活用すること、学校種間・教科等間の関係を俯瞰しやすくすることのほか、デジタル技術を活用した工夫の在り方

○重要な理念の関係性の整理（「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」、「学習の基盤となる資質・能力」等）

○デジタル学習基盤の活用を前提とした、資質・能力をよりよく育成するための各教科等の示し方

○学習改善・授業改善に効果的な評価の観点や頻度、形成的・総括的評価の在り方（特に、「主体的に学習に取り組む態度」をはじめ観点別学習状況の把握をより豊かな評価につなげるための改善）

② 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方について

○興味・関心や能力・特性に応じて子供が学びを自己調整し、教材や方法を選択できる学習環境デザインの重要性、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方

○教師に「余白」を生み、教育の質の向上に資する可能性も含めた、子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程編成の促進の在り方（各種特例校制度等を活用しやすくすること、標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業週数の示し方）

○高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のための、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方

○不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂するシステムの構築に向けた教育課程上の特例等の在り方

③ これからの時代に育成すべき資質・能力を踏まえた、各教科等やその目標・内容の在り方について

○小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る方策（生成 AI 等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を含む）

○質の高い探究的な学びを実現するための「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の改善の在り方（情報活用能力の育成との一体的な充実等を含む）

○高等教育段階でデジタル・理数分野への学部転換等の取組が進む中での、初等中等教育段階における文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方

○生成 AI の活用を含めた今後の外国語教育の在り方や、手軽に質の高い翻訳も可能となる中での外国語を学ぶ意義についての考え

○教育基本法、学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教育の改善の在り方

○多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善の在り方

○特別支援学級や通級指導に係る特別の教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方

○幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策

④ 教育制度の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策について

○教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい在り方（学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書を含む）

○現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上での、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の充実の在り方

○新たな学びにふさわしい教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方

○情報技術など変化の激しい分野において、教師の負担軽減を図りつつ最新の教育内容を扱うことを可能とするための方策

○各学校での柔軟な教育課程編成を促進し、多様な取組の展開に資する、教育委員会への支援強化、指導主事等の資質・能力の向上の在り方

○コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化する方策

○学習指導要領の趣旨・内容について、保護者をはじめ社会全体と共有するとともに、学校種を超えて一人一人の教師に浸透を促す方法の在り方

である。審議内容には、前回の学習指導要領の改訂以降に審議された「令和の日本型学校教育」「個別最適な学びと協働的な学び」「特異な才能のある児童生徒への対応」などはもちろんであり、発達の著しい AI や教科書を含むデジタル化などの情報技術に関して学校教育へどのように対応していくのかなども盛り込まれている。また、初等中等教育分科会の「個別最適な

学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」で審議された高等学校教育の在り方に関連して、これまでになく高等学校についても教科内容はもちろん、入学試験や高等学校の諸制度についても言及している。学習指導要領のみでなく、関係の法改正まで含めての審議になると思われる。なお、別途に「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速する方策について」も諮問した。

2. 教育課程企画特別部会について

諮問に関する審議について、中央教育審議会の初等中等教育分科会の下で教育課程部会に諮問された事項に関する基本的な方向性等を検討する教育課程企画特別部会（以下、「特別部会」という）を設け、各学校種または各教科・科目の改訂の方向性に関する具体的な検討に先立ち、審議を行った。なお、教員養成部会とも連携をとりつつ審議することとした。

特別部会では、13回の審議を経て令和7年9月19日に中間まとめとしての「論点整理」を発表した。

特別部会では、学習指導要領の改訂に向けた基本的な考え方として、以下を提起した。

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むため、

①「主体的・対話的で深い学び」の実践 (Excellence)

②多様性の包摂 (Equity)

③実現可能性の確保 (Feasibility)

の3つの方向性を踏まえて検討を行う。これらの3つの方向性に基づく改善は、教育課程内外のあらゆる方策を用いつつ、三位一体で具現化されるべきものである。

この3つの方向性を端的に表現すると「多様な子供たちの『深い学び』を確かなものに」と言えるとした。また、「みんな」とは、学校の教職員はもとより、学びの当事者である子供、人口減少の中で学校を支える主体である保護者や地域住民、地方公共団体の職員、民間の担い手を含むとした。

学習指導要領の在り方に関して、質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領を目指して、子供たちに育む資質・能力が分かりやすく、日々の授業づくりの中で教師一人一人が使いやすいと思えるよう、「中核的な概念等」を基にした一層の構造化や様々な用語・概念の整理を図りつつ、表形式化やデジタル化により学習指導要領のインターフェイスを刷新するとした。これにより、これまでの学習指導要領の単に文字や文章を並べた形式のものとは一新されたものになるであろう。学習指導要領は、教育関係者以外の保護者などに大変分かりづらいついて言われていたことへの対応となる。

現行の学習指導要領から明確化された学力の一つである「学びに向かう力、人間性」について、育成を目指す資質・能力が理解しにくいといったことから再整理を行った。また、「見方・考え方」についても、学習指導要領の解説を読まないと分からない、解説の記載が複雑かつ抽象的で分かりにくいなどの指摘から、「中核的な概念」とし構造化により一層具体的に、「各教科等を学ぶ本質的な意義の中核」に焦点化してより端的に示すこととした。

特別部会の論点整理においては、このほかに「情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現」「余白」の創出を通じた質の向上の在り方」「豊かな学びに繋がる学習評価の在り方」「その他諮問で提起された事項の在り方」など様々な事項があるため、高等学校と産業教育に関する事項についてピックアップする。

3. 高等学校について

特別部会では、小中の義務教育学校段階において、多様な子供たちを包摂する教育課程の実現に向け、標準授業時数の弾力化を可能とする「調整授業時数制度」の新設を提言した。文部科学省では、来年度から全国の小中学校から5校程度を選定し「教育課程柔軟化サキドリ研究校事業」を実施予定である。なお、現行でも、学校教育法施行規則による「特例校」制度を活用することにより、小・中・高等学校の学習指導要領に定められた教育課程の特例を設けることができるが、国への申請など手間がかかるのと、どのような素晴らしい取組でも他校でも導入できるように一般化することは難しい。

現在、1741ある全国の自治体において、公立の高等学校がない自治体が503(28.9%)、一校のみの自治体が609(35.0%)ある。全国で小・中学校と同様に高等学校の統廃合が進んでいる。高等学校でも、多様な生徒が入学してくる実態に対応できるよう一層の柔軟な教育課程の編成ができるよう、教育課程の特例制度を一般化し、必修科目の履修の一部又は全部を、一定の要件の下、同一教科の他科目や学校設定科目の履修で可能とする。

小中学校の授業時間は、学年ごと、教科ごとに年間の総時間数で定められており、高等学校では教科の科目ごとに単位数(1単位=1単位時間(50分)×35週)及び卒業までに取得する総単位数とされている。高等学校において、現行の標準単位数を細分化(例:卒業までに取得する単位74単位を分割し、148単位とする)することにより、学期ごとの単位認定を容易にし、きめ細かく増単位や減単位ができるようにする。また、週あたりの授業時数について、現行の週30コマを示さない方向である。

多様で柔軟な教育課程が編成できるよう、科

目の履修を免除する仕組みを創設する。例えば、高度な外国語の能力を有していることが外部試験で明らかでない生徒に対して、関連する必修教科・科目の履修を免除可能とする。

さらに、残念ながらこれまで高等学校においては不適切な教育課程の運用やごまかしがあった。このようなことを防止するため、教育委員会等が各学校の実施状況を指導・監督しているところである。論点整理においても、一層柔軟な教育課程の編成ができることによる不適切な運用を防ぐための方策を検討することとした。

4. 産業教育について

以前の「理科教育及び産業教育審議会」が中央教育審議会に統合されてから、これまでの学習指導要領の改訂では、産業教育について特別に項目立てされて審議されることはなかった(高等学校教育の一環として、他の教科と同様に扱われた)。

特別部会では、教育課程の柔軟化に加え、産業教育特有の事項として、

① 自らの人生を舵取りしつつ、市場環境の急激な変化や業態変更等に柔軟に応える力を育成するため、変化への対応能力を核と位置付け、産業教育に共通する資質を明確化する方向で検討すべき

② ①の一環として、小・中学校における情報活用能力の抜本的強化を前提として、データサイエンス・AIを活用した実践的な学びを充実するなどの改善を図るべき

③ 産業界等との連携など、職業教科における専門的かつ実践的な学習の充実のため、探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりを意識できる構造に改善するとともに、各専門科目で身に付けるべき資質・能力の更なる明確化を図るべき

④ 専門高校における、質の高い、深い学び

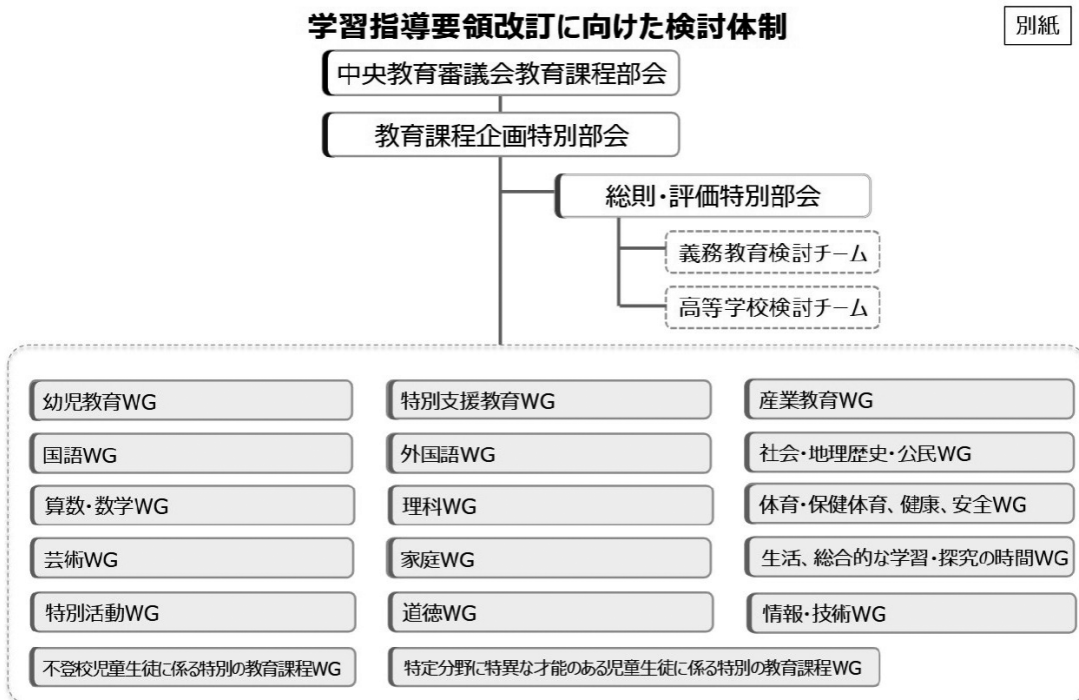
(カリキュラム・マネジメントや産業界等と連携したカリキュラム開発等を含む)の実現に向けて、分かりやすく使いやすい学習指導要領とするため、職業に関する各教科固有の留意点を踏まえつつ、専門教科についても、表形式や簡条書き、デジタルの活用を積極的にすべき

⑤ 今後、専門高校の教員が企業経営やマネジメントの視点も含めて企業での経験を積むことができる環境を整えることの可否などを含め、専門高校が更に発展・充実していくために必要な条件整備を検討すべき

具体的な学習指導要領の内容(総則、各学校段階、各教科など)に具体化するためのワーキンググループ(以下、「WG」という)を設置した(別紙参照)。各WGは、10月以降にそれぞれ開催され、より具体的な学習指導要領に関する教科等の内容の審議を深めているところである。特別部会では、令和8年の夏を目途に各WGの取りまとめを行い、教育課程部会の「審議のまとめ」を経て、令和8年度中に中央教育審議会の「答申」につなげる予定である。今後の審議状況に注目したい。

5. これからの審議について

特別部会の論点整理で述べられた事項をより



※今後検討体制について変更の必要が生じた場合は、構成について見直しを行う。